お知らせ

垂水市さわやかあいさつ運動強調月間のお知らせ

9月はさわやかあいさつ運動強調月間です。子どもたちの明るく健やかな育成と、地域の信頼関係を深めるために「垂水市さわやかあいさつ運動」に取り組んでいます。「いつでも、どこでも、誰とでも」気持ちのよいあいさつで、思いやりの溢れる地域社会づくりを目指しましょう。

◎**問い合わせ先：**社会教育課
社会教育係☎32－0224

健康ポイントカード

○令和3年度健康ポイントカード

令和3年度健康ポイントカードをお持ちの方で、5ポイント以上貯まっている方は、垂水スタンプ会の商品券と引き換えができますので、期間内に交換申請をお願いします。

▲令和3年健康ポイントカード

■**交換期限　令和4年9月30日**
※**9月30日**を過ぎると交換できません。お忘れなくお手続きください。

■**交換場所**
①垂水市役所市民課国保係
②新城支所、牛根支所

■**交換に必要なもの**
①令和3年度健康ポイントカード（再交付はできません）
②本人確認ができるもの（保険証や運転免許証など）
③健診結果票等（健康づくりの取組を実施された方）

○令和4年度健康ポイントカード

令和4年度の健康ポイントカードについては、令和4年5月に対象者全員に発送しています。**カードの紛失や破損等による再交付期間は令和5年3月31日まで**です。再交付を希望される方は、本人確認ができるものを持参し、市民課国保係へお越しください。

◎**問い合わせ先：**市民課国保係
☎内線140

令和4年就業構造基本調査のお知らせ

令和4年10月1日現在で就業構造基本調査を実施します。

この調査は、国民の就業・不就業の状態を詳細に把握することにより、雇用政策を始め、経済政策などに必要な基礎資料を得ることを目的に実施します。

調査する地域、世帯は総務大臣の定める方法により無作為に抽出されます。調査をお願いする世帯については、9月から調査員がお伺いしますので、調査の趣旨をご理解いただき、ご回答をお願い致します。

■**調査地域**
二川・海潟・市木・松原町・本城・浜平のそれぞれ一部の地域

■**調査対象**
対象地域の中から選定された世帯の15歳以上の世帯員（令和4年10月1日時点）

■**調査方法**
9月より調査員が訪問し、調査票の回答依頼、配布を行います。
回答方法は「インターネット回答」、「郵送回答」、「調査員に直接提出」の3種類から選択できます。

■**基準日**
令和4年10月1日
※調査情報は、垂水市公式ホームページでご覧いただけます。

詳しくは市HPから

問 総務課情報統計係☎内線353

年金生活者支援給付金

年金生活者支援給付金は、年金収入とその他所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。受け取りには請求書の提出が必要です。2年目以降のお手続きは原則不要です。また、令和4年度、新たに支給対象となる方には日本年金機構から9月初旬頃より順次、請求可能な旨のお知らせが送付されます。同封のはがきに必要事項をご記入の上、期限内に早めの投函をよろしくお願いいたします。

■**対象者**
①老齢基礎年金受給者で、
・65歳以上
・世帯員全員の市町村民税が非課税
・年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下
②障害基礎年金・遺族基礎年金受給者で、前年の所得額が約472万円以下の方。

■**請求対象期間**
令和4年10月分から請求可能

◎**問い合わせ先**
市民課市民係　☎内線163
給付金専用ダイヤル
☎0570－05－4092

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の申請期限について

現在、新型コロナウイルス感染症の影響による生活・暮らしへの支援として、市町村民税非課税世帯等に対して、1世帯10万円を支給しております。

令和4年度の市町村民税の課税情報を基に対象となる非課税世帯については、本市より確認書を送付しております。ただし、確認書以外による申請（第2号様式及び第3号様式）での給付金の支給対象者となる方々については、手続きが必要です。

なお、本給付金を過去に受給した世帯は対象外となります。詳しくは以下のとおりで、各々申請期限が異なることから、ご注意ください。

■ **申請を要する支給対象者と申請期限**

① 第2号様式による申請
○ 期限：**令和4年10月31日**
○ 支給対象者
令和3年12月11日以降に本市に転入された方がいる世帯で、基準日（令和4年6月1日）において、本市の住民基本台帳に記録されており、世帯全員が令和4年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯又は市の条例で定めるところにより市町村民税均等割を免除された者である世帯。
※市町村民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。

② 第3号様式による申請
○ 期限：**令和4年9月30日**
○ 支給対象者
令和4年度分市町村民税均等割が課税世帯であるが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和4年1月以降の家計が急変し、非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯（家計急変世帯）。
※条件によっては、支給できない場合もあります。

■ **支給額**
1世帯当たり10万円

■ **支給額**
申請書（第2号様式及び第3号様式）は、市のホームページ又は福祉課窓口で取得できます。申請書類の記載内容及び誓約・同意事項を確認し、添付書類を添えて申請して下さい。

詳しくは市HPから

問 福祉課援護係☎内線125